

町田市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 稲 垣 康 治

町田市認可地縁団体に関する印鑑条例の一部を改正する条例

町田市認可地縁団体に関する印鑑条例（平成５年９月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第３条 団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可団体の代表者又は次に掲げるものとする。 （１）地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「規則」という。）<u>第１８条の３第１項第６号</u>に規定する職務代行者 （２）～（４）略 （登録の申請） 第６条 団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に自ら申請しなければならない。ただし、規則<u>第１８条の３第１項第７号</u>に規定する代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 （印鑑登録証明書の交付） 第１０条 団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）の交付を申請するときは、自ら申請しなければならない。ただし、代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 ２ 略 （印鑑登録の廃止等の申請） 第１２条 団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするとき又は団体印鑑を亡失したときは、市長に対して自らその旨を申請しなければならない。ただし、	（登録資格） 第３条 団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可団体の代表者又は次に掲げるものとする。 （１）地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「規則」という。）<u>第１９条第１項第１号</u>へに規定する職務代行者 （２）～（４）略 （登録の申請） 第６条 団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に自ら申請しなければならない。ただし、規則<u>第１９条第１項第１号</u>に規定する代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 （印鑑登録証明書の交付） 第１０条 団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）の交付を申請するときは、自ら申請しなければならない。ただし、<u>規則第１９条第１項第１号</u>に規定する代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。 ２ 略 （印鑑登録の廃止等の申請） 第１２条 団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするとき又は団体印鑑を亡失したときは、市長に対して自らその旨を申請しなければならない。ただし、

代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。